

令和3年度

香川県交通安全実施計画

香川県交通安全対策会議

は じ め に

香川県交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、令和3年度における県内の陸上交通の安全に関し、県及び国の指定地方行政機関が講じる施策をとりまとめたものです。

令和2年中の県下における交通事故は、

発生件数	3,722件	（対前年比	-815件	-18.0%）
死者数	59人	（対前年比	+12人	+25.5%）
負傷者数	4,514人	（対前年比	-1,011人	-18.3%）

であり、前年に比べて発生件数、負傷者数のいずれも減少しましたが、死者数は4年ぶりに50人台と大幅に増加しました。

人口10万人当たりの死者数では、全国ワースト第1位、また、高齢（65歳以上）人口10万人当たりの高齢死者数についても、全国ワースト1位となるなど、依然として厳しい状況が続いております。

死亡事故の特徴としては、高齢死者数が前年と比べ20人増の44人と全体の7割を超えたほか、四輪乗車中の死者22人中15人がシートベルト非着用で、その内11人が着用していれば助かったと分析されています。また、飲酒運転による死亡事故の犠牲者は前年から3人増の7人で、人口10万人当たり全国ワースト2位となっております。

この計画の実施に当たっては、交通安全対策基本法及び第11次香川県交通安全計画に基づき、

- 交通事故死者数 39人以下
- 交通事故による重傷者数 200人以下

を目標に、諸施策を着実に推進する必要があります。

そのためには、県民の方々の御理解と御協力のもとに、国の関係地方行政機関及び県、警察、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携し、各種交通安全対策を総合的かつ効果的に推進し、安全で快適な交通社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

香川県交通安全対策会議

目 次

第1 道路交通安全

1 道路交通環境の整備	
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	2
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	2
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	5
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	7
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	7
(7) 無電柱化の推進	7
(8) 効果的な交通規制の推進	8
(9) 自転車利用環境の総合的整備	9
(10) ITS の活用	10
(11) 交通需要マネジメントの推進	11
(12) 災害に備えた道路交通環境の整備	12
(13) 総合的な駐車対策の推進	14
(14) 道路交通情報の充実	16
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	18
2 交通安全思想の普及徹底	
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	20
(2) 効果的な交通安全教育の推進	20
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	27
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	32
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	32
3 安全運転の確保	
(1) 運転者教育等の充実	34
(2) 運転免許制度の改善	38
(3) 安全運転管理の推進	40
(4) 事業用自動車安全プラン等に基づく安全対策の推進	41
(5) 交通労働災害の防止等	44
(6) 道路交通に関する情報の充実	45
4 車両の安全性の確保	
(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	47
(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進	48
(3) 自動車アセスメント情報の提供等	49
(4) 自動車の検査及び点検整備の充実	50
(5) リコール制度の充実・強化	52
(6) 自転車の安全性の確保	53

5	道路交通秩序の維持	
(1)	交通の指導取締りの強化等	55
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	57
(3)	暴走族等対策の強化	58
6	救助・救急活動の充実	
(1)	救助・救急体制の整備	60
(2)	救急医療体制の整備	60
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	60
7	被害者支援の充実と推進	
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	62
(2)	損害賠償の請求についての援助等	63
(3)	交通事故被害者支援の充実強化	64
8	研究開発及び調査研究の充実	
(1)	道路交通の安全に関する研究開発の推進	66
(2)	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	66
(3)	県民の体系的な交通安全教育に関する調査研究の充実	66

第2 鉄道交通の安全

1	鉄道交通環境の整備	
(1)	鉄道施設の安全性の向上	67
(2)	運転保安設備の整備	67
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	68
3	鉄道の安全な運行の確保	
(1)	保安監査の実施	69
(2)	運転士の資質の保持	69
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	69
(4)	気象情報等の充実	69
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	69
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	69
(7)	計画運休への取組	69
4	鉄道車両の安全性の確保	72
5	救助・救急活動の充実	73
6	被害者支援の推進	74
7	鉄道事故等の原因究明と再発防止	75
8	研究開発及び調査研究の活用	76
	鉄道交通環境整備等計画	77

第3 踏切道における交通の安全

1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	78
---	-----------------------------------	----

2	踏切保安設備の整備	78
3	踏切道の統廃合の促進	78
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	78
	踏切道整備計画	80